特定金属くず買受業に係る届出一覧表

種別	詳細	提出先	届出期日
営業開始届出書 （別記様式第1号）	特定金属くず買受業を営もうとする場合	営業所の所在地を管轄する警察署	営業開始の前日
届出事項変更届出書 （別記様式第3号）	営業開始届出書の記載事項の ・ 氏名、住所 ・ 法人の名称、所在地 ・ 法人代表者の氏名 ・ 営業所の名称 ・ 営業所の電話番号、電子メールアドレス等の連絡先 ・ 特定金属くずの保管場所の所在地 に変更が生じた場合		変更の日から14日以内 （届出に登記事項証明書を添付する場合は、20日以内）
営業廃止届出書 （別記様式第2号）	特定金属くず買受業を廃止する場合		廃止の日から14日以内

特定金属くず買受業届出添付書類一覧

届出種別 ＼ 必要添付書類		届出書（別記様式）	法人		住民票の写し（本籍記載のもの）	営業所及び特定金属くずの保管場所の平面図並びにそれらの周囲の略図	備考
			定款の謄本	登記事項証明書			
営業開始届出	法人	1号	○	○	○	◎	同一公安委員会内において、複数の営業所について、同時届出を行う場合は、内容が同一となる添付書類は、1部を添付すれば足りる。
	個人				○	◎	
届出事項変更届出	個人の氏名、住所	3号			○		
	法人の名称、所在地			○			
	法人代表者の氏名			○	○		
	特定金属くずの保管場所の所在地					○ ※保管場所に係るもの	
	営業所の名称		不要				
	営業所の電話番号、電子メールアドレスその他連絡先に係る事項		不要				
営業廃止届出		2号	不要				

※　法人の営業開始届出に添付する「住民票の写し」は法人代表者のものを添付する。

※　営業開始届出を行い、現に特定金属くず買受業を営んでいる事業者が、同一公安委員会管内において新たに特定金属くず買受業を営もうとする場合は、◎のみで足りる。